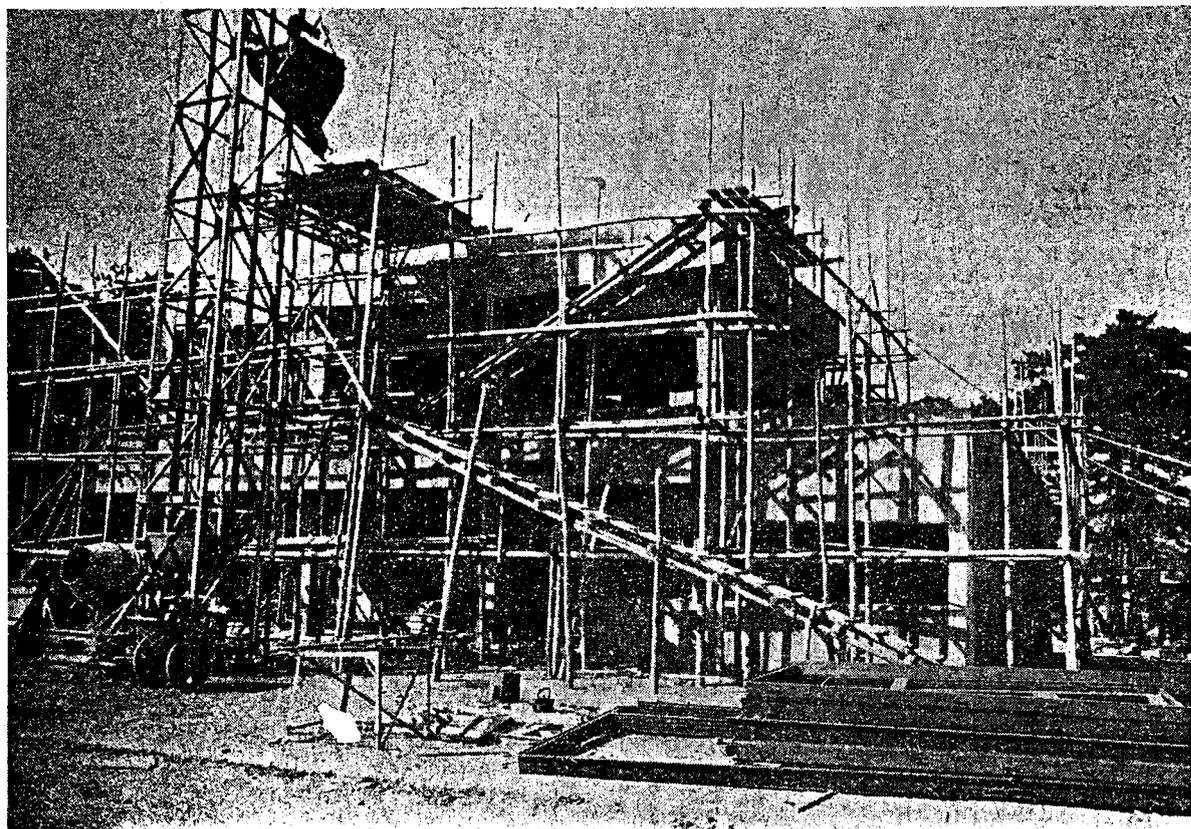


拓水

第六七号昭和廿七年三月十五日発行
毎月十五日一回発行 一部 十円
昭和卅二年十月十八日 第三種郵便物認可

三 月



(完成近い、神戸フィッシングセンター)

兵庫県漁業協同組合連合会
財団法人 兵庫県水産業改良普及協会

電話番号変更お知らせ

37年1月21日午前0時より下記の通り電話番号が変更になりましたのでお知らせ致します

事 務 所 名	新 番 号	備 考
兵庫県立水産会館(交換台)	⑥7 6301 0563	平日 9時~17時まで 土曜 6時~13時まで
兵庫県信用漁業協同組合連合会	⑥8 0193	直 通
兵庫県内海漁業協同組合連合会	⑥7 3424 3425	直 通
兵庫県漁業協同組合連合会 兵庫県漁業信用基金協会 全水共兵庫県事務所 財団法人兵庫県水産業改良普及協会 財団法人兵庫県漁村育友会 兵庫県漁業株式会社	⑥7 6301 0563	平日 9時~17時まで 土曜 9時~13時までは交換合 になります上記以外の場合 ⑥7 6302は県連事務所 直 通 ⑥7 0563は宿泊所へ直通

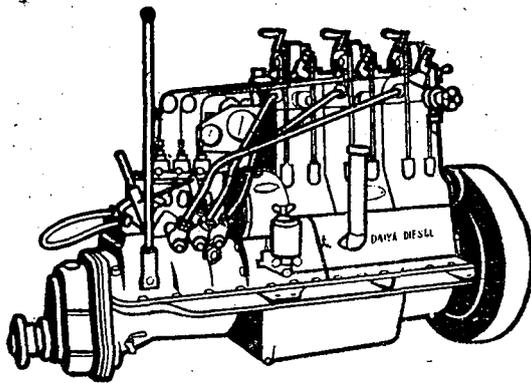
三菱ダイヤディーゼル

漁船用三菱ダイヤ

3~60馬力

調子は天下一品

力は横綱



特 徴

- 1、信頼性 耐久性が大
- 2、取扱簡単で始動が容易
- 3、油が経済的

総代理店

(株) 山陽ダイヤ商会

神戸市兵庫区東柳原町70 電話 5-1125

営 業 所 松江市・笠岡市・児島市

討論会

クラブ活動の反省と

これからの進め方

(一)

第十回水産業改良普及研究発表大会より

最近低調になったといわれるクラブ活動について、二月七日第十回水産業改良普及研究発表会の行事として、水試場長をはじめ水産課の各係長、淡路、但馬両水産指導室長を助言者としてむかえ、クラブ員二十名の参加を得、クラブ活動の反省とこれからの進め方について討論の席をつくり、クラブ員の生の声を聞いて見た。

〃研究発表会の不振の原因は何か限定された研究テーマのためか〃

司会 本日はクラブ活動の反省とこれからの進め方について討論をすることになっておりますが、この議題を前半のクラブ活動と、後半のこれからの進め方に分けて討論をいたしたいと思います。

全員 賛成

司会 では前半のクラブ活動の反省について、皆さんいろいろの御意見があるかと思しますので発表願います。

A 今日この席に場長さんや、課長

さんの顔が見えないようですが、われわれのいろいろ意見を聞いてもらいたいのので、同席することを希望します。

H 今日の討論会は、県のおえら方が前に並ぶと、発表者の皆さんの口数が少なくなるといけないという当局のお考えで、傍聴だけさせてもらうという計画でしたがね。

B 助言者の立場で前に並んでもらったら。

N 助言結構、水産クラブの十年間のあゆみをふりかえって、衰微をたどりつつある現地の生の声を聞いてもらうためにも出席を希望し

ます。

(全員賛成〓助言者着席)

A それから討論に入るまえに、自己紹介していただきたい。(自己紹介)

B 話のいとぐちとして、めいめい所属クラブの活動状況を説明しては。

A クラブの反省ということですから、十年間の苦しかったこと、うれしかったことを話をして入るか、十年を迎えた大会に研究クラブとしては但馬ばかり発表者を出し、内海側からは一人の出場者もなかった原因がどこにあったか、このうちどちらかを、いとぐちとして話してはどうか。

T 私の場合クラブに入ってから八年になります。県の発表大会一つを例にとって見ても、十年になる記念すべき大会でも、クラブの発表が少なくなっている。私が考えるのには、あまりにも結果を強調しすぎるのではないか。農業はその研究結果が一年で出されるものが多いが、漁業の場合この成果が短期間ではのぞみえない。また採点も今までは結果的に一プラス一は二になるものでなければ表彰の価値がなく、中間発表だ

目次

(討論会)
クラブ活動の反省とこれからの進め方 (一) 2

(講演)

漁村の暮しについて (三)

永谷 晴子 5

漁業法改正の方向 (一)

水産 課 8

今年は大へんな年だ

H氏の転任を祝って

川越 敬一 10

昭和三十六年十二月の

海面漁業漁獲量の概要

農林省兵庫統計調査事務所

とか、失敗談には当然の結果として良い点はのぞみ得なかった。このようなところから研究発表が行き詰っているのではないかと思う。

N うちでも、明石でやった第一回大会からずっと続けて発表をしているが、その当時は技術研究のほかに弁論もあった。大会での成績がクラブにとっては、活動のげみとなっていた点もある。

A 従来は研究クラブとしては、大会に出て良い賞を得ることが最大の目標であったが、授賞の対象が技術改良の発表に限られたため、青年たちはその夢をしゃべるわけにはいけなくなった。このような点からも雄弁大会にしてもよいのではないか。

N この正月だったがテレビで「全国青年の主張」というのを見たが、青年には大きな夢がある。その夢を発表させる番組であった。県当局も研究発表大会の運営に欠陥があるのでないだろうか、一日で発表全部を消化しきらねば二日にわたってもよい、とに角われわれ青年の夢の実現のため、漁村青年の意見をきいて欲しい。
この結果、よりよい生活への新

しい方向を見出すこともできるような気がするが。

A 私どもは大会のための発表に、毎年新しいテーマを考えるのであるが、県大会というものは、われわれ漁村青年にとっては一つの祭りだと思う。一年の総決算をする意味において、意見や不服をのべさせる機会を考えてみていただきたいのです。

H 県の大会は初め四Hクラブ員が、自分の思った主義主張が発表できるかしらと考え雄弁でスタートし、現在十回大会まで年々発表内容態度は立派になったので、研究発表になっていったという経過ではないか。

N 第二回か三回の県大会の際、審査員にクラブ県連事務局長浜本氏がなっていたが、このような審査員の決定は考慮してもらいたい。また毎年大会に出場しているが、年々さびしくなっているが、これはわれわれに、いけない点があるかも知れないが、県当局にも欠陥があるのではないか反省してほしい。内海側の発表の少ない原因について話してほしい。
H 淡路の悩みは、過去の発表課題をしらべて見ると、発表できるも

のは殆んど発表しておりその数も相当なものだ。しかし但馬の場合だと、そのほとんどが法規にふれることがないが、内海では底曳の改良をすることも又魚探を取り入れている新漁法の研究も、すべて違反で駄目である。又養殖面では、のり養殖を発表しようと思っても、播磨地方の方々にはおされるといった状態で一寸行詰りの感じがある。

A 柴山でも大会に出るものがなかった。所謂中だるみとなっていたが、何かを発表し人間修養のためにも、又幹部の養成という意味でも順番に若いクラブ員に発表をやらせている。このようなことも大切かも知れない。

〃不振のクラブ活動、現地にとけこめぬ現在の普及員制度の欠陥及び後続クラブ員の減少〃
司会 発言が二・三の人に限られているので、他の人もどしどし発表してほしい。
N 普及員の制度について一言、従来普及員は単協に駐在しており、気楽に話に行くことができたが、最近役場に勤務するようになり、どうも話がしにくくなった。この

点にもクラブ活動不振の原因がひそんでいようと思う。

菅原課長 私は担当の課長の立場からお話すると、最近構造改善の仕事、水産課の事務的な仕事等で多忙であることはたしかである。制度上水産庁の考え方をかえる必要を感じますが、現在の規定では普及員設置要綱により、市町村駐在を規定されておるので、いきおい今のような問題が発生するものだと思います。今後普及員には、クラブ員及び漁協等現地のむすびつきを強調して行きたいので、皆さんもどしどしと普及員さんの方に気楽に話をもつてきていただきたい。

N 重ねて同じことをいうようですが、気楽に話にいききたいのですが、やはり相談する機会が少なくなっていることは事実である。
菅原課長 何とか善処したい。話の前にもどすようでは恐縮ですが、内海側の発表が出ないのは、私が感じたところでは、地理的環境もたらしたのではないかと思う。即ちいい意味での個人主義とわるい意味での個人主義をはきちがえているのではないかという点が一つ、人前に出て話す場合、何か古

い形にとられ、美しい言葉や発表の技術等にこだわる事が二つ、最後に自分自身をあまりにも卑下しすぎるといった点があげられるように思う。

I 最近漁村を出て陸に上る若い人が多くなった。そのためクラブ活動にも当然その結果が現われ不振になってきた。休の日に陸に上った若い人に、両方の職場の感想を聞いて見ると、沖は寒いし仕事もえらい、陸の方がずっと楽だと、出漁する事に興味を感じないという人が多い。

Y 内海側の発表が少なくなったというが、現在内海では取る漁業から作る漁業へと変わっていきつつある。作る漁業は経費もかかる、場所もある、そして沖に出ながら何かを作り出すという仕事の配分にも頭をなやましており、これを解決することが研究発表よりも先であるということ、今一つは若い人が陸に上るという事である。

B 明石も岩屋と同様であり、結成当初二一〇人(二五才以下)あったクラブ員が今日では九五名位になっている。会合をもつても、役員二・三人が世話をする程度である。われわれは昨年クラブ事業と

して、タコの蓄養事業をはじめた。組合から十萬円資金をもらい、昨年春、秋、十一月中頃の三回やった。春は成績がよかったが、秋は水質で失敗した。十一月中旬の分は一割死んだが、収益は得ることができた。今年発表する予定であったが研究後日も浅く失敗もあったので見合わせた。来年はこの成果を合わせてやるつもりだ。漁撈技術の方は違反になるおそれがあるので駄目。

H クラブの活動は、二・三人が、苦勞なされておられる状態が現実だろうと思う。クラブ活動の活発な柴山では、クラブの構成員二五才以上のもの、二〇才から二五才までのもの、新中卒程度の若年層の人々をひくくめて、クラブ活動をやっておるのですか、それとも別々に活動をやらせているのですか、お話し願えませんか。

A 私は過去四年間会長等をつとめました。新しい会長にバトンをゆずる時に、これからはクラブの運営には全然タッチしないが、何か行詰りを感ずるとき、また組合から補助を要するとき等は相談相手になるということ、現在の会が運営されている。私の四年間

の経験では、一人で飛び廻れば廻る程、クラブ員ははなれていく、むしろ会長は横から助言するといふ行き方にした方が成果があるようである。

H 内海側ではやはり地元普及員にかかっている。しかし現在のうちに仕事を多くやり引きかえして、若いクラブ員を三〇四年計画で養成することによって、ある程度立ち直るのではないか。勿論古い人は協力員として協力してもらおうようにして。

A 私どものクラブは今までの大臣賞、長官賞等をもらった研究発表の内容は、全部私一人で書いたものですが、現在は、若いクラブ員がいろいろ苦心して原稿を書いて悪い所は私がなおしておりますがやはり普及員が後を指導すべきである。

T クラブ運営の中心は、漁協の若い職員が普及員ではないかと思う。私どものクラブは当初大西さんがいて、活動を指導し軌道にのって運営されてきたが、その後次の人にバトンが渡された時、一時低迷したが最近ようやく目ざめた若い世代が中心となり、古いもの

は助言と資金の心配をする、といった協力体制のもとに立ち直りを見せている。内海側はこの点一歩おくれて、いま低迷期に入っているのだと思う。

H いまの話のように、私のいままでの町と漁協半々の駐在での経験からいっても、普及員と一緒にやってやってくれる職員があれば、大変しあわせだと思ふ。職員がクラブに対する関心が必要だ。

N 私のクラブは二十五年に結成されたが、漁協の職員はクラブに対して全然協力してくれなかったし、現在もそうなので取返す必要があると思わない。

H 漁協にとってクラブ員は一年生である。一年生を可愛がるのは、自分の組合の隆盛につながるものだと思えば、職員はこれらクラブ員に対しては、普及員とともに協力することが必要だと思ふが。

今日は県の各係長が見えておられるので、県の方にも一つお願いしたい。県では漁民のために種々の講習、研修をして下さるが、通り一べんの話だけでなく、何か一つ漁民の身近なことについて、漁民の印象にのこるようなことをおきみやげに、クラブ員の諸君にの

こしてもらいたい。身近な例で恐縮だが、神大の広瀬先生が講習に見えられた時、話の最後に海藻の標本の作り方を教えて下さった、これがクラブ員の兄弟の学習のたしになり、兄貴の面目をほどこしたという例もありますので。

N 同感ですね。

H また普及員さんも、自分のもっている知識はおしみなくクラブ員に教えてやって下さい。教えて損をするのでなく、これがまた、はねかえって普及員自身のためになるのですから。

菅原課長 内海側からクラブ員が陸に上って、クラブ活動が停滞しておるといふ意見が出ましたが、陸に上った人々にも漁業の魅力を教えることが必要で、国でもいろいろと施策を考えているが、皆さん方で考えてみてこれはという意見はありませんか。

A 私どものクラブでは、これまで転職して自動車の運転手、散髪屋、保険の勧誘などをしてる人も、クラブの会合にはクラブの一員として参加しており、これらの人は岡目八目とでもいいしますが、時にはなかなかいい考えを教えられることもあります。この会合の

開き方も堅苦しいものでなく、集りやすいふんいきを作り出すため、一〇〇円会費の酒席をやってみたり、時にはアマタ籤などで菓子や茶を出したりといった式で、話合も雑談などから本論に入るといった、楽しいふんいきを作りだして会を運営している。

B うらやましいですね。

菅原課長 私も東京の研修会の時に聞いた話ですが、千葉県の勝浦漁協のクラブでは、ダンスパーティーや読書会などのグループ活動を通じて、互に打ちとけてから技術面の研究に移行したという話を聞いておりますがね。

N 新農山漁村のモデルグループとして、神鍋山で一週間研修会があり、但馬で三尾と相谷のクラブが参加したが、講師は全国的に高名な方々が来られていたが、水産関係からはだれ一人として来ておられなかった。農村ばかりの青年の集まりならともかく、漁村の青年も入っておるのに、水産関係の指導者がおらなかつたのはさびしかった。このような点についても水産行政がおくれている感じがする。ので県当局も一考を要すると思

山本係長 その点について、われわれ役所の者が考える第一は、はたして漁村の人々が集まってくれるだろうかということです。今のお話のように多数出席するようなことがあれば、考え直さねばならないと思う。

の人その人の生活の問題なので、クラブ員自身が充分に考えていたきたい。

また四Hクラブの在り方は、都会においても、農村でも同様で、年令のブランクがあり、最近やっと思きだしてきている程度である。漁村を育てるのは、皆さんであり、今後の発展のための若人の指導をやっていたきたい。

(以下次号で)

講演

漁村の暮しについて

第六回漁協婦人部大会より

講師 灘生活協同組合理事

水 谷 晴 子

外国では、それぞれの協同組合が集って連合会を組織しており、したがってこの協同組合の人達というものは、同じ連合会の建物の中に、それぞれ部屋を分け持って一緒に住んでいるという姿が多いのです。

スエーデンの大きな協同組合連合会にまいりまして、その婦人部長に始めてお目にかかりましたが、こ

の方は世界の協同組合(ICA)の国際婦人ギフトの会長であるミセス フックという方で、もう七〇才を越えた方と聞いておりますのに、握手をした時にその握手の強さというものは、私は本当にびっくりしました。それはもう満感の思いをこめて二人で握り合ったのでありますが、「永谷さん三年先の国際婦人ギフト

で会いたいものですわね」といわれま
した。ミセスフックは七〇何才であ
るけれども、まだ三年先に自分がヒ
ノキブタイに出て、討論をするとい
う、そういう情熱をもっておられま
す。私は決して年寄りの天国である
ということをおしませんが、ただ歳を
とったというだけではなく、歳をと
っても、その歳は上手に歳をとる、
かしこく歳をとるということ、ち
よほど太い木が年輪を加えたように
歳をとったことが、益々その人の実
力になっていくというような、そう
いう年寄りの働き方を、これはアメ
リカも含めて、世界中で見せてもら
ったことを、皆さんに申し上げなけ
ればならないと思っております。

また私はウィードさんという方(三十五年間婦人部長をされた方で主人は診療所の医師)の家を訪れましたが、この方の家は、森の中の静寂な老人夫婦の住いで、外から見た限りでは随分淋しそうな住居でした。小鳥の巣箱が多くさん森にかけてあり、この巣箱がだれがおかけになったのですかと伺いましたら「これはアメリカへ行っている子供が時々帰って来ますが、その時にかけて行ってくれるのです」といっておられました。

何軒かある家の一つは本当に外から見ると淋しいものです。門から入口までの間にスズランの花が咲いている時候ですけれども、そこを通過して家に入りますと

「ハイ、それでは私達の生活が始まりますよ」といって、早速部屋の間々にあるダンロに太い薪が組んである、その薪に火をつけて炬きました、いくらスズランの花の咲く頃だといいますが、私が今日着て来た織って行ったくらいの際候ですのに、火を炬きかけましたので、まあ火は結構ですと申しましたら、「そうじゃないんです、まあまあ見ていらっしやい」というんですね、火は段々と大きな薪に燃えうつつと明る炎が上がる頃に、台所の方からウィードさんの御主人が、ヤカンとコップをぶらさげて、お皿を一つ持って出てこられました。「これは私が外国からのお客さんに対する最大のサービスです」と前置して出されたのが、一杯の紅茶と一皿のパンですが、それが御馳走です。そしてダンロの赤い火の前にすわりました時に、ウィードさんが話してくれましたのは

「永谷さん、この位の歳になりますとやはり一日中働くということは、かなり身体にこたえますよ、だからこうやって帰りがけには、診療所の御主人が車で私をむかえに来てくれます。そして二人で帰って来ると、すぐに私は火を炬んです。こうしてダンロの前にお紅茶のコップ、これもいつものお紅茶なんです、このお菓子もいつものお菓子です。といって、このお紅茶をいただきながら、メラメラと上がる炎を眺めていると、気分が本当に落ち付いて家庭の人になったような気がするんです。それから家の仕事を二人が手分けしてかかるのですよ、この赤い炎といふものは、人の心を沈めますね」といいますが、私はどうも火事になると、ヤジ馬のように人の心を非常に騒がせるものだと思っていたのですが、あのウィードさんの森の中の家で見た炬火の色は、本当に心を落ち付けました。

「これは私達の日課なんです。こうして落ち付いてから晩の仕度やお掃除にかかるといわれます。時に、私達とはかく朝おきて晩寝るまで絶え間なく、一日中ならだらしとした働きをしてはいけません。一日の生活の中に随分思いました。一日の生活の中に随分大変なようだけれども、そういうひととき、五分なり十分なり、次の仕事はどういうことをすべきか、どういうやり方をすべきかといったような事を考えながら生活して行くということが大切であります。忙がしい人の生活ほど寸時を惜しんで一日中ひっきりなしに仕事をしておりますから、本当によい仕事が出来ない場合もあります。そこで私は休む時間を長くということは出来な

いと思いましたが、そういう息を整える時というものには確かに、だんだん歳をとるにつれて上手に長く働こうと思えば必要なのだと思いました。次に訪れたのが小さな一軒屋ですが、この小さな一軒屋、これが老人ホームだと聞いてびっくりしたのであります。老人ホームにしては余りにも小さいので聞いてみましたところ、スエーデンでは一九六〇年以後の老人ホームのスタイルは、なるべく家庭的な小さい家を作り、一五〇六人ほどの老人を生活させるのです。そこを訪れました時に、老人がだれも居りませんので聞いてみましたところ、「今日は土曜日だから皆んな孫の家に遊びに行きましたよ、だけど明日の朝は皆んな早く帰って来るでしょう。なぜなら、この中に八一才の誕生日を迎えるおばあさん

があって、そのお祝を明日盛大にしてあげるの、皆んながたのしみに帰って来ますよ」私はそれを聞いて八十何才になっても、ローソクをケーキの上に立てて誕生日のお祝をするという事は、大変うらやましいなア、と思ったのであります。

私は五〇才を過ぎて周囲からお誕生日です、ね、といわれると、また一つ歳をとるんだという、何か儂ないものを感じるここ数年ですが、八〇歳になっても明日は自分の誕生日だ、あなたの誕生日おめでとうというわけで、留守部隊の数人の人達がたくさんケーキを作って、これから飾りつけをするんだということでした。

またこの老人ホームでは、その老人達が手内職をしております。ここで見せてもらった物は、婦人会の人が皆んなで布を集めまして、その布を細かく裂いて糸で綴り付けてマットを作ったり、手芸をしたり、いろんな事をしておりましたが、その中で感心したのは、九二歳のおぢいさんが氈織を織っていて、その氈織に「赤い海」という名前がつけてあります。このおぢいさんは耳が遠いため、私が大きな声で、おぢいさん綺麗な氈織を織っていますね、と

はこの頃朝目がさめてから、一日にどれだけ伸ばせるかということが一日の一ばんたのしみだ」といっていましたが、こういうところに老人の生活というものの中にも、またたのしきがあるという、実際に現わしていることを感じたのであります。

そしてまた地下室に降りまして、そこに真赤な敷物が引いてあります。この絨氈は綺麗ですね、といますと、そこを案内して下さった方が、この絨氈は、やはりこのホームに居たおばあさんが作ったものですが、出来上がった時にこの老人達が、これを売るのがおしいと思って売りました。(このこの老人ホームで作られた物は全部売るので

すが、それを買うのは協同組合です。そうして協同組合のデパートに売り出されますが、その中にはこの製品の工場は老人ホームです、というような物がたくさんあります)そこでこの赤い絨氈は売るのは嫌だ、他の老人達がいいだし、それでは皆んなで小遣を出し合って、共同の財産として買うことにして、この礼拝堂においたのです。だからこれはこの老人ホームの皆さんで買った、共同の財産なんですよということなん

です。そういったようなことが一つの老人の生活に保障されている。これがスエーデンにおける社会保障のほんの一部なのであります。

ではそのために、若い人達の生活をみますと、私が五日間滞在してあります間案内してくれました。国際婦人部長のパードラさんという方は皆さんのお召しになっていられるより、もっともっと質素なスーツに白いブラウスを着て、それで五日間つき合

って下さいましたが、私が日本に帰って来て大阪駅に到着した時に迎えに来て下さったある友人が「永谷さん何んでもっとチャンとした服を着て帰らなかつたの、こんなに大勢の人が迎えに来ていられるに、外国から帰って来たような恰好じゃないわね」といわれて、びっくりしたのだけれども、私は今日着ておりますこの黒いコートでヨーロッパを巡って来て、それで少しも恥かしいと思つたことのない服ですが、日本の友達ももっと何んとかしてくればよかつたのにと心配された時に、私は心の中でつくづく感じたのが、これだけ日本とヨーロッパの人達の生活に対する考え方が違うのだと思ひました。そうしてパードラさんと一緒に五日間いる間に貴女の月

給はいくら位ですかと聞いてみますと、月給も高いのですが税金もまた高いのです。そこでこの税金の高いのを、どう思いますか、とパードラさんに尋ねてみますと

「それは税金が安い方がよろしいのだけれども、この税金を出しておくことによって、私は病気をしたって一切お金がいりません。また歳をとって貯金がなくなると、永谷さんが御覧のような生活が出来るのです」という訳で総て体制が整っているから、またそのために税金を出すのだから

「私達は税金を出さないにこしたことないが、しかしまた出すことも将来を考えてむしろ喜んでいられるものですよ」というようなことをいっておられました。こういふことが、スエーデンにおける生活であります。

(以下次号)



漁業法改正の方向

兵庫県 水産課

現行の漁業法、水産業協同組合法あるいは水産資源保護法など、いわゆる漁業の基本的制度を、最近における社会経済状況の変動、漁業の実態に即応したものに改善するため、政府では、その改善の方策について、昭和三十三年に発足した、漁業制度調査会に諮問し、昭和三十六年三月、調査会の結論が農林大臣に答申されています。

水産庁では、この答申を骨子として、漁業法あるいは水協法の改正作業をすすめ、これらの法律の一部を改正する法律案が、近く第四十回通常国会に提出される運びとなっています。

今回は、とくに漁業法について、その改正の方向をつかんでいたため、昭和三十六年十二月十六日、水産庁から発表された、「漁業法の一部を改正する法律案要綱」を掲載することにしました。

この「要綱」は、いわば第2次案ともいべきもので、さきに、昭和三十六年十月十一日付をもって県から関係方面に配付した「漁業法の一部を改正する法律案要綱(草案)」……と対比検討されたら理解しやすいと思います。

なお、念のためにつけ加えておきますが、今度の漁業法改正のため、昭和三十六年八月三十一日に存続期間が満了することになってきた。現在の漁業権は、「漁業権存続期間特例法」により、すべて、昭和三十八年八月三十一日まで延長されています。次の漁業権の免許は、改正後の新しい漁業法にもとづいて全国一斉に行なわれます。県としては、昭和三十七年を、新しい漁業計画をたてるための調査の年にしていきますので、皆さんの積極的な協力をお願いしておきます。

(注)

漁協で役員、研究グループ等が、漁業法改正について研究会を開

催される場合、県水産課担当係員の参加を希望する向は、事前に漁業権係まで御連絡ください。

漁業法一部改正の要旨

(三六・一一・一六)
水産庁

第一 漁業権制度

漁業権制度に関しては、漁業調整の円滑化を図るとともに漁業の経営

実態に適合するように、漁業権の分類及び内容を整理するほか、団体管理漁業権と経営者免許漁業権のそれぞれにつき、その性格に応じ、漁業経営の安定と合理化を促進する見地

にたつて、おおむね次の改正を行なう。

1 団体管理漁業権

(1) 団体管理漁業権につき、経営規模の零細化を防止し、あわせて漁業権管理組合が合併して経済事業体として発展することを阻害しないように、その漁業を営む権利を有する者を漁業権行使規程で、組合員中の特定の者に限りうるように改める。

なお、団体管理漁業権中、区画漁業権及び第一種共同漁業権については、漁場行使の実態にかんがみ、漁業権の行使に関する漁業権行使規程の制度変更に応じて、区

画漁業権にあっては地元地区内に住所を有し、当該区画漁業を営む組合員の三分の二以上の同意、第一種共同漁業権にあっては関係地区内に住所を有し、沿岸漁業を営む組合員の三分の二以上の同意をそれぞれ要するものとする。

(2) 北海道における定置漁業の特例は、さけを除いて廃止するとともに、新たに陸奥湾における落し網、ます網について、特例を設ける。

(3) 漁業権の分類と内容の整理については、

(ア) 漁業調整上の見地からいらづけ漁業を共同漁業権から除外する。

(イ) 増殖義務との関連において内水面の共同漁業(第一種共同漁業を除く)を第五種共同漁業権一本に統合する。

(ウ) 団体管理の区画漁業権にそう類養殖業、真珠母貝養殖業及び小割式魚類養殖業を加える。

(エ) 内水面魚類養殖業(小割式魚類養殖業を除く)を団体管理漁業権から除外して経営者免許漁業権に移行させる。

(4) 以上のほか、共同漁業権の免許について漁業協同組合の適格性を水産業協同組合法の改正（組合員資格の引き上げ等）に準じ、改正する等所要の改正を行う。

2 経営者免許漁業権

(1) 定置漁業の免許については、地元漁場の漁利均てんの思想にたつて地元漁民の七割以上を組合員とする漁協を第一優先順位にするるとともに、漁利均てんを確保しつつ資本の導入と経営の合理化を促進するため、地元漁民の七割以上を構成員若しくは社員とする法人であつて、一人一票原則等一定の要件をみたすもの及びこれらの法人を構成員若しくは社員とする漁民会社を同じく第一優先順位とするものとする。

現在の第一優先順位に扱われている網組、村張り等の人格なき社団は、封鎖性の強い組織であつて、非近代的なものが多い。これらの組織は漁民会社等の近代的経営組織へ脱皮することを期待して、特に優先させないこととするが、これら網組等が直ちに漁民会社等に脱皮することが困難である場合も予想されるので、改正法施行後、昭和三十九年三月末日までは、その免許にあたり、従来通り取り扱ふものとする。

(2) 小割式以外の魚類養殖業の免許については、内水面魚類養殖業を含めて現行の海面魚類養殖業の規定により取り扱ふものとし、現行定の弾力的運用により当該漁業に適する経営組織に優先免許しうるよう措置するものとする。

(3) 真珠養殖業の免許については、品質の向上、サイズ別バランスの維持及び良質な大珠生産の増加を図るため、資本の長期固定や漁場転換技術の必要性等の経営上の諸条件を考慮し、現行どおり経験、資本等に重点をおき、経営者に優先免許する方式を維持するものとする。

(注) 共同漁業権者と漁場の重複する定置、区画漁業権者との間の調整については、漁場計画樹立の際に利害関係人の意見を充分聴取するほか、定置漁業権者等の共同漁業者に対する所要の協力を確保するため、漁業権の制限条件附加、委員会指示の発動等現行諸規定の積極的活用を図るものとする。

(4) 経営者免許漁業権中、真珠養殖業及び海面の大規模貝類養殖業については、生産期間、資本設備等を勘案し、漁業調整上の必要性をあわせ考慮して漁業権の存続期間を現行五年から十年に延長する。

これに伴い、区画漁業権の存続期間更新制度（現在附則で停止中）は廃止する。

なお定置漁業権の存続期間は、最近漁場条件の変化から漁場の利用関係が変化してゆく傾向にかんがみ、漁業調整上の見地から現行どおり五年間にすえおくものとする。

(5) 経営者免許漁業権については、譲渡、貸し付けは認めないが、経営上の要請にこたえるため、行政庁の認可を要件として一定の制限のもとに、その担保化を認めるものとする。

第二 漁業許可制度

漁業許可制度に関しては、許可の原則的事項をすべて法定するほか、許可方式の改善、許可期間の一斉更新制の採用等により、資源事情の推移漁業経営の実態変化に即応して、漁業調整の弾力性を確保するとともに、許可事務の適正円滑化を図るため、おおむね次の改正を行なう。

1 大臣許可制度

(1) 現行の指定遠洋漁業と六十五条の省令（包括委任）に基づく大臣許可漁業を一括し、許可の原則的事項をすべて法定することとし、許可を受けなければならない漁業（以下「指定漁業」と称する）の範囲は、政令で指定する。

(2) 指定漁業の許可は、母船式漁業にあつては附属漁船の種類別にその数及び大きさを指定して母船ごと、その他の漁業にあつては船舶ごとに行なう。

(3) 主務大臣は、指定漁業につき、水産資源の保護、漁業取締りその他漁業調整に支障を及ぼすことなしに許可をすることができると認めるときは、許可をすべき船舶の総トン数別の隻数又は当該船舶の総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数、申請期間等を定めて公告し、申請期間中に許可の申請をした者に対して許可を与えるものとする。この場合、母船式漁業にあつては、附属船の種類別の数及び大きさもあわせて公告するものとする。

申請に係る隻数が前項の隻数をこえるときは、主務大臣は、沿岸からの転換、水産資源の保護、漁

業取締りその他漁業調整のため必要な漁業転換及び実績者の経営の安定、合理化を図ること、その他漁業経営の安定、合理化を図ること等を勘案して、許可の優先順位を定め、その順位に従って許可をすべき申請を定めるものとする。

主務大臣は、指定漁業につき、許可をすべき船舶の隻数又は許可をすべき申請の優先順位を定めるには特別の場合を除き、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならないものとする。

中央漁業調整審議会は、指定漁業について許可すべき相当な理由があると認めるときは、主務大臣に対し、許可をすべき旨を勧告することができるものとする。

主務大臣は、毎年、中央漁業調整審議会に対し、指定漁業の許可の状況を説明しなければならぬものとする。

(4) 漁業調整の弾力性を確保し、一定期間ごとに資源事情の推移、漁業の実態変化等を勘案して許可おの再検討をなしうるように、漁業種別別に、許可期間の一斉更新制を採用するものとする。

許可の期間は、原則として五年とするが、漁業調整上特別の必要

ある漁業について、さらに短縮することができるとする。

(5) 一斉更新に伴う許可に際し、従来指定漁業の許可を受けていた実績者については、当該実績者が期間満了により許可申請をしたときは、その実績を尊重し、許可してはならない理由に該当する場合を除いて、他の申請に優先して許可しなければならないものとする。

(6) (3)により定める許可の隻数が実績者の数を下廻る場合においては、当該実績者の当該漁業に依存する程度、その営む当該漁業の操業状況等を勘案して許可するものとする。

(7) 相統、合併及び代船建造の場合を除き、漁船の譲渡、賃貸借その他使用権の取得による現行の承認許可の方式は、原則として認めないこととする。しかし他面、承継許可の運用を通じて沿岸漁業の経営の改善の推進、水産資源の保護漁業取締りその他漁業調整のため必要な漁業転換あるいは、当該漁業の経営の合理化のため、経営規模の拡大を促進していくことも必要であるので、被承継人が次に掲げる要件をみたす場合に限り、これを認めるものとする。

(7) 被承継人が五年以上当該漁業に係る許可を受けていたこと。

(1) 承継人が沿岸漁業の経営の改善に資するため、あるいは水産資源の保護、漁業取締りその他漁業調整上の必要から漁業転換をする者であるか、経営合理化のため経営規模を拡大しようとする者であって、中央漁業調整審議会の意見をきいて定める要件又は資格をみたす者であること。

(8) 指定漁業の変更許可（トン数補充等）については、主務大臣は、中央漁業調整審議会の意見をきいて、省令で定める基準によつてしなければならないものとする。

第六十六条のこの中型まき網漁業等の大臣枠知事許可は存置するが、沿岸漁業の構造改善等との関係において許可枠に弾力性を持たせるため、現行の大臣枠づけを許可枠の大臣承認制に改めるものとする。

(2) 法定知事許可漁業のうち、中型まき網漁業の上限を四〇トンに引き下げる。

(3) 都道府県知事は資源保護漁業取締りその他漁業調整のため必要があると認めるときは、指定漁業及び法定知事許可漁業以外の漁業について漁業の許可に関する規則を定めることができるものとする。

(4) 主務大臣は、資源保護又は漁業調整のための必要があるときは、都府県知事に対し、知事許可漁業の隻数等の最高限度を定めて大臣の承認を受けるべきことを命ずることができるものとする。

(以下次号にて)

2 知事許可制度

(1) 現行の法定知事許可漁業のうち第六十六条（共同漁業の許可）は廃止し、必要に応じ都道府県規則により共同漁業の知事許可制をとりうるようにする。

今年は大へんな年だ

H氏の転任を祝つて

川 越 敬 一

H君、貴君が水産普及員から漁連に転任されたこと、貴君の決意に敬

意を表するとともに、県漁連の指導事業の前進にとつて、かならず大きなプラスとなることでしょうか、お祝いの言葉を送りたいと思ひます。

この転任について、貴君が個人的に大へんな決意を必要としたでしょうし、また家庭的にもいろいろの問題が派生したであろうことも十分に想像できることです。それらを克服されて、年来のプランが実現しましたについては、県漁連会長や役員諸氏、あるいは前任者地の関係者の皆さんの深い理解についても心からの敬意を表しいはられないのです。

さて、今日はいささか思うところがあつて、この手紙を公開状の形で差しあげようと思ひます。それはこの手紙のなかみが、貴君と私との個人的な問題にとどまらないと思うからです。この機会に、兵庫県の漁協組合員の皆さんにも一べつしていただきたい気持が動くのです。

指導事業につながる仕事

標題にもかかげたように、今年——昭和三十七年は、漁協にとって大へんな年です。なぜならば、

一、漁業法の重大な改正

二、水産業協同組合法の重大な改正
三、漁港整備第三次計画案の国会
上程

四、貿易自由化にもなる漁業資材、とくに燃油流通事情の変化がその系統利用に大影響を及ぼすであろうこと

五、沿岸漁業振興法の成立、よし、成立が見おくられるとしても、漁業構造改善事業の進展、本
格化

こんな風にかぞえあげていると、今年の水産十大ニュースの予測記事のようになつてしまいますから、要するに今年は大へんな年だということを重ねて強調するにとどめましよう。

これらのことは、みな漁連の指導事業の部門にかかってくるのではないでしようか。一見、経済部門のようにも見えること、たとえば石油のこともなども、問題の所在を深くほりさげてみると、結局は単協の職員の方、職務規程や待遇の問題がからんでくることは、第一線の仕事をながくやってきた貴君には、よくおわかりのことだと信じます。

こういう問題について、私は貴君に何か教えようとか、指図しようとか、そんな気持でこの手紙を書くのではありません。私にそんな資格はないしそんな能力もないのです。ただ、こういうむづかしい問題について貴君と少しばかり話合つてみたいのです。

住みなれた兵庫県(子供のころをいれると三十年になります)を去つて、ここ富山県へ来てからすでに半歳がすぎました。人情風土の違いもさることながら、同じく日本海に面しながら、但馬と越中と漁業の違いは非常なものです。まして瀬戸内海とは違うことばかりです。それらの違いのうちでも、漁協の違いの大きいことに一驚しました。そしてその実態を把握することに全力をあげた次第です。いまここに富山の漁業事情や組合の実態をのべても仕様がな

いことですが、ただ私が漁連の指導事業の在り方について、いろいろと思ひめぐらした、ということをおきましよう。こんな手紙を書く気になりましたのも、実はそういう端緒があるわけです。

「指導」の意味

まず問題として考えてみたいのは指導事業とは何か、それはどんな性格のものか、ということ。普

通、「漁連は経済団体である」という議論の場合、指導事業は「非経済事業」という分類に入れられる。この名称「チョイと気になりませんか?」「非経済事業」とは「経済事業でない事業」という意味なのですか、「経済的でない事業」という感じが伴ないやすいものです。夏目漱石の何か(多分「我輩は猫である」のうち)に「非人情と不人情との相違」について書いてありました。非の字と不の字は意味がちがうのですけれども、漱石が筆をとつて論ずるということは、弁別がむづかしいことを意味するわけでもありません。つまりは、指導事業を「非経済事業」と観念されやすいということでもあります。そして経済事業の下風にたたされやすい、ということでもあります。それでよいでしようか。

あるいはこういう見方もあります。「指導とは行政の一形態である。行政は公共機関が担当する。漁連が行なう指導事業を否定するのではないが、行政機関の行なう指導事業の側面を担当し、これを支援する立場にたつべきである」

漁連の人にむかつて、こんなに卒直な言辞を吐く役人はまず居るまい

と思いますが、役人の何%かは肚(はら)のなかでこう考えているのではないのでしょうか。ヒョットすると業界人のなかにもこれに紙ひとえの考え方もないとはいえますまい。

「指導事業のようにもうからない仕事は、本来、県庁(水産庁、市町村)がやればよいのだ。役所予算の仕組みなどで、手がとどかないところを漁連がやればよいのだ」

こんな考え方からひきだされるものは何でしょうか。それはたんに指導事業にあてられる予算が少ないというだけのものではありません。予算額の少ないことも問題でしょう。「金が万事」(このことわざ自体も異議をもちますが)といわれる世ですからね。

しかし、もっと大切なことは、漁連の指導事業が、主体性をもたなくなることでしよう。主体性がなくなれば当然のことで、連続性も失われます。場当たり式の「昨日は昨日、今日は今日」と風まかせ、潮まかせに陥ります。そんな態度で「指導事業」をすすめることなど、思いもよらないことはありませんか。

「人間づくり」を目標に

私の考えはこうです。

指導事業とは、教育の一種だ、という考えです。教育とは「人間づくり」です。「物をつくること」が経済であるならば、人間をつくる教育は、経済の風上にたたなければなりません。人生で考えても、まず一般教育があり、ついでその基礎の上に働き方、もうけ方が教育され、そして彼が(あるいは彼女)が働らき稼ぐという順になるわけです。人間

のうちには、働くことは働くけれども、あまり「稼ぐ」ことに関係しない幸福?な人間もおります。たとえば、サラリーマンの主婦がそうでしょう。皇族や貴族もそうでしょう。えらい政治家や学者なども、たとえ相当の収入があろうとも、あまり「稼ぐ」ことにこだわるわけにいかないというものです。また、なるべく「働」かないで「稼」ぎたいという人たちも相当数が多いようです。

話がそれましたが、人間づくりを目標とする指導事業は、どうあらねばならないか、について少しく考えてみましょう。

役所は、機構によって仕事をします。大きな整備された役所であるほど、仕事のうえにしめる機構の割合がふえ、人間性の割合がへるわけです。実はこれは役所だけでなく、大

きな会社やあるいは政党などでも同じことであろうと思います。ここからいわゆる「官僚主義」が生まれ、一種独特の冷たさが生ずるのでしよう。ついでにいえば、改良普及員という制度は、こういう官僚主義への反省にもとづいて、その打破という意義をもつものともいえますまい。

学校にも官公立と私立がありま

す。理想をいえば、権力に支配され、政治に左右される官公立の学校よりも、信念にのみもとづいて教育が可能な私立校の方がすぐれているわけです。事実、自由主義の国イギリスの有名校はほとんど私立校です。アメリカでは政治から教育を切り離す目的で、教育委員制度が発達しました。また日本でも、有名私

学は、官学人材を出しておりますし、明治維新を生んだといえる長州の松下村塾は、長州藩校ではありませんでした。吉田松陰という若い侍の私塾でした。

新しい漁民像

もし「指導事業が教育である」という前提を認めてもらえるならば、漁連の指導事業がもつ意義についても充分察していただけることだと思います。それを私なりに、一言でつ

くすならば——新しい漁民をつくること——と申せましょう。新しい漁民とは何か、ということになると、これはもう大へんなことです。いまはもう一昨年、昭和三十五年十月に公表された「漁業の基本問題と基本対策」をテキストとして一晩じっくり考えてみなければなりません。

だが、それは一般論としての哲学的な問題であるわけで、A漁村、B漁村という具体的な場所において、新しい漁民の人間像をえがくことはかならずしもさように深遠なる哲学的思惟(しすい)を必要としないものです。兵庫県の新しい漁民像をつくること、さらにいえば、淡路の新しい漁民像、明石の新しい漁民像、但馬の新しい漁民像………を

つくる努力を貴君に、いや貴君だけでなく、兵庫県漁連の役職員の皆さんに心から希望するものです。何しろことしは大へんな年ですから、一本、せほねがとおった姿勢でなければ、漁連の仕事は、まわりの潮と風とにふりまわされてしまいうです。

(三七年二月)

★ ★ ★ ★

総漁獲量は六、二一六トン

「ずわいがに」は前年につぐ水揚高となる

昭和三十六年十二月の海面漁業による漁獲量は六、二一六トンで、前年同月より一、二二一トン（二五％）増加した。これは、瀬戸内海区において船びき網による「かたくちいわし」「いかなご」をはじめ、殆どどの魚種が前年同月を下廻ったことと、日本海区において、きんちやく網による「いわし」「あじ」「さば」の漁獲が増加したことによるものである。他県船による水揚は二六、二二トンの福井、鳥取、島根県の底びき網船、きんちやく網船が入港水揚した。

日本海区

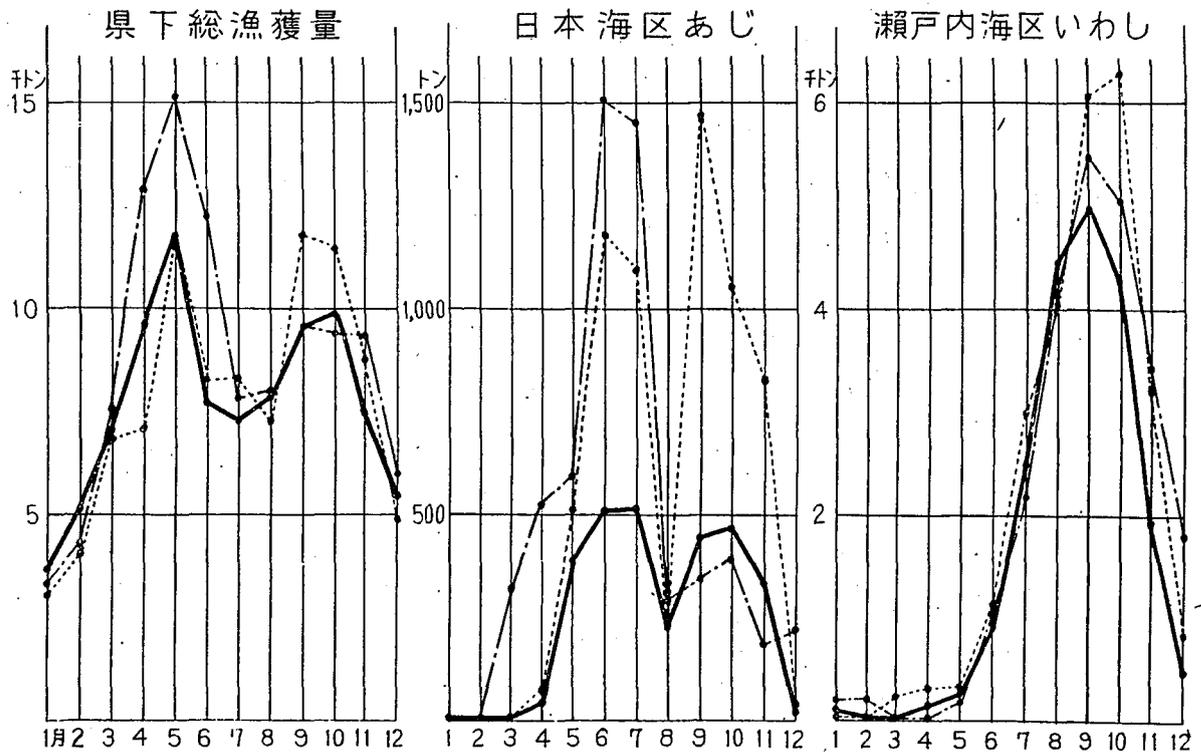
総漁獲量は二、二八七トンで、前年同月より二％増加したが過去五カ年の十二月平均漁獲量より二七％減少した。漁獲量の九六％は底びき網（一、九〇九トン、八三％）きんちやく網（二九四トン、一三％）等、トン数の大きな船によって漁獲されているので、魚種別漁獲量も底魚の占めるウェイトは高く、ことに最盛期にはいった「ずわいがに」は、総漁獲量の約五〇％を水揚した。魚種別漁獲量において漁獲量の最も多かった「ずわいがに」の漁獲量は一、一八〇トンで前年同月より二％減少したが、過去五カ年の十二月平均漁獲量より約二〇％増加しており、「かれい」「たら」「にぎす」等底魚の減少をカバーしている。「あじ」の漁獲量は二四四トンで、過去五カ年の十二月平均漁獲量の約八倍に当るが、これは十二月になると、きんちやく網、敷網とも終漁期にはいり、殆んど漁獲のないのが通例であったが、本年はきんちやく網による漁獲が二、三六トンもあり「ずわいがに」について多獲された。

瀬戸内海区

総漁獲量は三、九二八トンで前年同月より四四％、過去五カ年の十二月平均漁獲量より六八％それぞれ増加した。十二月は各漁業、魚種とも漁獲量の減少する時期であるが（本年も一月、二月について漁獲量の少ない月である）過去五カ年のうちでは最高の水揚高を示した。これは「いわし」「いかなご」「たこ」などの漁獲増によるものである。なお、出漁日当りの漁業別平均漁獲量をみると「いわし」「いかなご」を対象とする船びき網においては前年同月の五七〇キログラムから本年は二、四一四キログラムと大巾に増加したが、船びき網以外の漁業は前年同月より出漁日数は約七、〇〇〇日も増加したのに対し、漁獲量はそれ程のびびり出漁日平均漁獲量は約五キログラム減少した。魚種別には「いわし」の漁獲量は一、八〇八トンで摂津海区の船びき網によってその大部分（一、六三九トン）漁獲しているが、播磨、淡路海区の船（びき網二二トン）、きんちやく網（二二七トン）によってもその一部が漁獲され、前年同月の一・八倍過去五カ年の十二月平均漁獲量の約三倍と終漁期にはいりながらも大巾に増加した「いかなご」の漁獲量は二九八トンで淡路西浦の船びき網によって漁獲され、過去五カ年の十二月における最高の水揚があった。また、「たこ」の漁獲量は三〇七トンで八月を頂点にして減少をたどっているものの、これも過去五カ年の十二月における最高の漁獲高を示し、主に底びき網（五〇トン）釣（一一二トン）たこ壺（一一三トン）の各漁業によって漁獲された。

36年の月別漁獲量と前年および過去5カ年平均漁獲量との比較 注 過去5カ年平均 36年 35年

農林省兵庫統計調査事務所



昭和36年12月の海面漁業漁獲量 (単位:トン)

海区 年次	県 総 計				日 本 海 区				瀬 戸 内 海 区				
	36年	35年	増減量	%	36年	35年	増減量	%	36年	35年	増減量	%	
魚種	6219.1	4,984.9	1,231.2	125	2,287.8	2,251.9	35.9	102	3,928.2	2,733.0	1,195.2	144	
総 数	6219.1	4,984.9	1,231.2	125	2,287.8	2,251.9	35.9	102	3,928.2	2,733.0	1,195.2	144	
魚	い わ し	1,834.4	992.5	841.9	185	25.6	6.0	19.6	430	1,808.8	986.5	822.3	183
	あ じ	261.4	39.8	221.6	656	244.6	36.3	208.3	673	16.8	3.5	13.3	484
	さ ば	41.9	14.7	27.2	285	37.5	14.7	22.8	255	4.4	0	4.4	—
	ぶ り	51.9	29.2	22.7	178	43.8	21.2	22.6	206	8.2	8.0	0.2	102
	ひ ら め い	344.8	379.2	△ 34.4	91	224.4	275.3	△ 50.9	82	120.4	103.9	16.5	106
	か れ い	14.3	55.9	△ 41.6	26	14.3	55.9	△ 41.6	26	—	—	—	—
	た ら	201.3	201.1	0.2	100	201.3	201.1	0.2	100	—	—	—	—
	は た は た	22.0	51.4	△ 29.4	43	22.0	51.4	△ 29.4	43	—	—	—	—
	に ぎ す	11.7	8.2	3.5	143	0.4	1.4	△ 1.3	22	11.3	6.5	4.8	174
	さ め	19.1	11.3	7.8	170	—	—	—	—	19.1	11.3	7.8	170
	は も	21.8	19.9	1.9	110	6.9	3.6	3.3	194	15.0	16.3	△ 1.3	92
	ま だ い	18.9	7.5	11.4	253	—	—	—	—	18.9	7.5	11.4	253
	さ わ ら	20.9	19.5	1.4	107	0.2	0.2	0	107	20.7	19.3	1.4	107
	ぼ ら	29.1	21.8	7.3	133	2.1	3.6	△ 1.5	59	27.0	18.2	8.8	148
	す ず き	298.0	196.3	102.2	152	—	—	—	—	298.0	196.3	102.2	152
い かな ご	120.6	112.1	8.5	108	0.6	0.8	△ 0.2	72	120.0	111.3	8.7	108	
あ な ご	447.2	421.9	25.3	106	109.2	106.8	2.2	102	338.3	315.1	23.2	107	
そ の 他 の 魚	3,759.3	2,582.3	1,177.0	146	932.6	778.6	154.0	120	2,826.7	1,803.8	1,022.9	157	
(魚類計)	3,759.3	2,582.3	1,177.0	146	932.6	778.6	154.0	120	2,826.7	1,803.8	1,022.9	157	
水 産 動 物	す る め い か	4.5	163.0	△ 158.5	3	4.5	163.0	△ 158.5	3	—	—	—	—
	そ の 他 の 水 産 動 物	172.4	116.4	56.0	148	7.7	4.0	3.7	194	164.7	112.4	52.3	147
	た こ	319.0	157.6	161.4	202	12.0	12.5	△ 0.5	96	307.0	145.1	161.9	212
	え び	430.1	390.3	39.7	110	156.0	85.4	65.2	176	279.5	304.9	△ 25.4	92
	か に	1,176.3	1,199.1	△ 22.8	98	1,160.9	1,180.3	△ 19.4	98	15.5	18.8	△ 3.3	83
貝 藻 類	な ま こ	83.6	76.6	7.0	109	—	0	△ 0	—	83.6	76.6	7.0	109
	そ の 他 の 水 産 動 物 (水産動物計)	—	2.3	△ 2.3	—	—	2.3	△ 2.3	—	—	0	△ 0	—
貝 藻 類 計	2,186.0	2,105.4	80.6	104	1,335.7	1,447.5	△ 111.8	92	850.3	657.9	192.4	129	
貝 藻 類	263.3	291.3	△ 28.6	90	16.5	24.8	△ 8.3	96	246.9	266.5	△ 19.6	93	
藻 類	7.4	5.9	1.5	125	3.1	1.0	2.1	313	4.3	4.9	△ 0.6	87	

(注) △は減 0は漁獲量50kg未満 (50kg以上は100kgに切上げ)

われらの漁民銀行
兵庫県信用漁業協同組合連合会

会 長 島 田 文 治 郎

本 所 兵庫県立水産会館内 直通電話⑥0193
 但馬支所 香住町中浜頭 香住125



購 買 品 は 漁 連 て
兵庫県内海漁業協同組合連合会

会 長 三 浦 清 太 郎

本 部 兵庫県立水産会館内 直通電話⑦3424-5
 明石油槽所 明石市船町 明石3207
 富島油槽所 北淡町富島 富島 66
 仮屋出張所 淡路町仮屋 仮屋 59

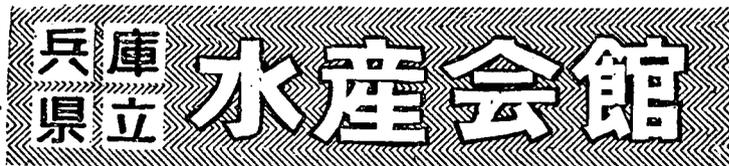


購 買 品 は 系 統 利 用
但馬漁業協同組合連合会

会 長 西 上 重 式

城崎郡香住町香住 電話香住154

神戸市兵庫区
新在家町



電話⑦6301(事務所)

電話⑦0563(宿泊所)